明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○郵政民営化法第百八条第一号に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（**金融庁・総務**一）　二

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**四）　二

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**四五）　三

○除籍が滅失した件（**法務**三八〇）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**三八一）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三八二）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三八三）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**三八四～三八六）　三

○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件（**広島高等検察庁**二）　四

○返納を命じた旅券を無効とする件（**外務**二七一、二七二）　四

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件の一部を改正する件（**厚生労働**二八二）　四

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一四八四～一四八八）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四八九～一四九三）　四

○海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示の一部を改正する件（**国土交通**八二八）　六

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**中部地方整備局**一一四）　七

〔**国会事項**〕

国家公安委員会　警察庁　総務省　法務省　外務省　文部科学省　八

〔**人事異動**〕

〔**叙位・叙勲**〕　九

〔**褒　賞**〕　一〇

〔**皇室事項**〕　一〇

〔**官庁報告**〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について（農林水産省）　一〇

法　務

公証人任免（法務省）　一三

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一三

〔**公　告**〕

諸事項

官庁

鉱業法第一八九条の規定、登録個別信用購入あっせん業者の営業の廃止、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係　一三〇

会社その他